

高知県消防広域化基本計画あり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織（高知県消防防災航空センター及び高知県消防学校をいう。）を一元化するための高知県消防広域化基本計画（消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条第1項に規定する推進計画をいう。以下「基本計画」という。）の策定（平成20年3月に策定した高知県消防広域化推進計画の全部改定をいう。以下同じ。）を検討するため、高知県消防広域化基本計画あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、高知県消防広域化基本構想（令和7年3月26日策定）を議論の土台として、次の各号に掲げる事項について協議及び意見交換を行う。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) 第6条の専門部会での協議事項のうち、全体での議論が必要な事項
- (3) 前2号のほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

(組織及び委員)

第3条 検討会は、知事が委嘱した別表1に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(会長)

第4条 検討会に会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、議事進行等を行う。ただし、会長が選任される前に招集される検討会については、知事が招集することができる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、委員が指定する代理人を出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させて説明又は意見を

求めることができる。

- 5 検討会は公開とする。ただし、検討会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項について協議及び意見交換を行うため、検討会の下に次の表の名称の欄に定める専門部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれその協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項に関する協議等とする。

名称	協議事項等
総務部会	(1) 検討会全体の運営の総括に関すること。 (2) 基本計画全体の取りまとめに関すること。 (3) 基本計画中、広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること。
財務部会	(1) 基本計画中、広域連合の財務、施設及び装備に関すること。 (2) 広域連合の分賦金の負担の基準に関すること。
消防業務部会	(1) 基本計画中、消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防）に関すること。 (2) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関すること。
通信・システム部会	(1) 基本計画中、消防指令システムの統合及び消防救急デジタル無線の整備に関すること（これに伴う県消防局本部施設の整備に関することを含む。）。 (2) 基本計画中、人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること。

- 2 前項の専門部会は、検討会の委員のうち、別表2に定める委員をもって構成する。
3 前2条の規定は、前2項の専門部会の委員、部会長及び会議について準用する。
この場合において、前条第1項中「知事」とあるのは「高知県危機管理部長」と読み替えるものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 前条の専門部会の下に基本計画に関すること及び専門部会での検討にあたり実務レベルでの協議が必要な事項について協議及び意見交換を行うために、県内市町村担当課長等及び県内消防本部担当課長等により構成されるワーキンググループを設置する。

(事務局)

第8条 検討会、専門部会及びワーキンググループの事務局を高知県危機管理部消防政策課に置き、運営に係る事務を処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月10日から施行する。

別表1（第3条第1項関係） 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 委員名簿

氏名等	備考
井田 知也	近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授
小林 恭一	危険物保安技術協会 技術顧問
永田 尚三	関西大学社会安全学部 教授
木下 真里	高知県立大学看護学部 教授
竹村 優香	みんなでつくる まちづくり財団HATA! (公益財団法人HATA) 代表理事
高知市長	
室戸市長	
安芸市長	
南国市長	
土佐市長	
須崎市長	
宿毛市長	
土佐清水市長	
四万十市長	
香南市長	
香美市長	
東洋町長	
奈半利町長	
田野町長	
安田町長	
北川村長	
馬路村長	
芸西村長	
本山町長	
大豊町長	
土佐町長	
大川村長	
いの町長	
仁淀川町長	

氏名等	備考
中土佐町長	
佐川町長	
越知町長	
梶原町長	
日高村長	
津野町長	
四万十町長	
大月町長	
三原村長	
黒潮町長	
高知市消防局長	
室戸市消防本部消防長	
安芸市消防本部消防長	
南国市消防本部消防長	
土佐市消防本部消防長	
土佐清水市消防本部消防長	
香南市消防本部消防長	
香美市消防本部消防長	
高吾北広域町村事務組合消防本部 消防長	
高幡消防組合消防本部消防長	
仁淀消防組合消防本部消防長	
幡多中央消防組合消防本部消防長	
幡多西部消防組合消防本部消防長	
嶺北広域行政事務組合消防本部消 防長	
中芸広域連合消防本部消防長	

別表2（第6条第2項関係） 専門部会 委員名簿

専門部会	氏名等
総務部会	井田 知也（近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授）
	高知市長
	安芸市長
	南国市長
	宿毛市長
	田野町長
	北川村長
	本山町長
	中土佐町長
	黒潮町長
	高知市消防局長
	土佐清水市消防本部消防長
	香南市消防本部消防長
	仁淀消防組合消防本部消防長
	中芸広域連合消防本部消防長
	財務部会
土佐市長	
香南市長	
東洋町長	
奈半利町長	
芸西村長	
土佐町長	
佐川町長	
梶原町長	
大月町長	
高知市消防局長	
香美市消防本部消防長	
高幡消防組合消防本部消防長	
幡多中央消防組合消防本部消防長	

専門部会	氏名等
消防業務部会	永田 尚三（関西大学社会安全学部 教授）
	室戸市長
	香美市長
	馬路村長
	大川村長
	いの町長
	越知町長
	四万十町長
	三原村長
	高知市消防局長
	安芸市消防本部消防長
	土佐市消防本部消防長
	高吾北広域町村事務組合消防本部消防長
	嶺北広域行政事務組合消防本部消防長
	通信・システム部会
須崎市長	
土佐清水市長	
四万十市長	
安田町長	
大豊町長	
仁淀川町長	
日高村長	
津野町長	
高知市消防局長	
室戸市消防本部消防長	
南国市消防本部消防長	
幡多西部消防組合消防本部消防長	